



三鷹市立三鷹台第2・第3・第5駐輪場 ご利用案内

※ご利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項を守ってください。
※駐輪場ごとの契約です。利用契約以外の駐輪場はご利用できません。

■ 利用できる時間・車種

定期(月極)利用は、24時間利用可 ・ 自転車のみ

■ 係員の配置時間 **月～土 6:30 ~ 20:00**

(日曜日・祝日及び年末年始は係員が不在です)

■ 利用料金 (お支払いは現金のみ)

駐輪場名	料金区分 (自転車)	定期(月極)利用 / 単位(円)					
		三鷹市民(市内在住)			三鷹市民以外		
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
三鷹台第2 駐輪場 (井の頭 2-7-18)	一般	2,200	6,600	13,200	2,400	7,200	14,400
	学生等	1,900	5,700	11,400	2,100	6,300	12,600
三鷹台第3 駐輪場 (井の頭 1-30-17)	一般	2,200	6,600	13,200	2,400	7,200	14,400
	学生等	1,900	5,700	11,400	2,100	6,300	12,600
三鷹台第5 駐輪場 (井の頭 1-30-19)	一般	2,200	6,600	13,200	2,400	7,200	14,400
	学生等	1,900	5,700	11,400	2,100	6,300	12,600

学生等料金: 学生証、身体障がい者手帳、愛の手帳、生活保護受給者証などのご提示が必要です。
また、学生等料金適用の方は、毎年3月に証明書の確認をさせていただきます。

■ 受付 (係員対応時間内)

- ・ **定期(月極)新規利用** : 管理室でお申し込みを受け付けます。
(受付時に、住所証明の書類と、学生等料金適用の方はその証明となる書類をご提示いただきます。)
- ・ **継続利用** : 利用終了月の15日から月末までに管理室で更新手続きを行ってください。

■ 利用上の注意

- ・ ご利用に際しては、裏面のご利用規約を遵守して、安全に注意してご利用ください。
- ・ 駐輪シールは、後輪泥除けカバー(カバーがない場合は後方から見やすい場所)に貼ってください。
- ・ 場内では、自転車等からおりて押して歩いてください。
- ・ 駐輪の際は、必ず自転車等に鍵をかけてください。
- ・ 月極利用の際は、契約位置と異なる場所に駐輪しないでください。その他不正利用の場合は契約を取り消します。
- ・ 利用期限を過ぎ7日を越えて駐輪してある自転車等は撤去の対象となります。
- ・ 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を保管する場所ではありません。
- ・ 場内で生じた盗難、損傷、事故等による損害については、一切責任を負いません。
- ・ 災害、事故及び故障などのためご利用いただけない場合があります。その際金銭による補償はいたしません。
- ・ 定期(月極)駐車券・駐輪シールは他人には譲渡または貸し出しできません。
- ・ その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例・施行規則に準用します。

問合せ先: 三鷹市立三鷹台第3駐輪場 管理事務所(井の頭 1-30-17) ☎0422-24-6761

三鷹市立三鷹台第2・第3・第5駐輪場 定期(月極)ご利用規約

(利用時間等)

- 1.当駐輪場は、24時間開放するものとします。
- 2.駐輪場管理のための係員(以下「管理員」といいます。)が利用申込の受付、場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

(定期(月極)利用の申込等)

- 3.定期(月極)利用は、使用車種にかかわらず、申込順に、1人1台に限って、受付をします。
- 4.定期(月極)利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
- 5.前項の受付の停止後は、空き待ち申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときは申込順に通知します。ただし、特に別途対応のある場合は、管理室にて掲示等でご案内します。
- 6.前項の通知は電話または葉書で行い、通知後3日を経過しても定期(月極)利用の申込がないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知します。

(利用手続及び利用料金等)

- 7.定期(月極)利用の申込及び契約の手続は、当社の定めた方式によるものとします。
- 8.契約期間及びこれに対応する定期(月極)利用料金は、利用案内看板に記載します。
- 9.契約手続を終えた方には、定期(月極)駐車券及び駐輪シールを交付します。
- 10.定期(月極)利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り月単位の残金を払い戻します。

(定期(月極)利用契約の更新)

- 11.定期(月極)利用契約の更新は、原則として期間満了の月の15日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- 12.前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。
- 13.学生等料金適用の方は、毎年3月の更新時に証明書の提示をしていただきます。また、特に別途対応のある場合は、管理室にて掲示等でご案内します。

(駐車券等の再交付等)

- 14.定期(月極)駐車券及び駐輪シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合以外は、再交付しません。
- 15.定期(月極)駐車券及び駐輪シールの紛失に起因する損害については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。

(駐車券等の返却)

- 16.利用者は、定期(月極)利用契約を解約したときは、定期(月極)駐車券及び駐輪シールを返却してください。

(自転車等の盗難、破損等)

- 17.当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありません。駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の災害、事故にかかる損失については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。

(利用上の注意)

- 18.利用者は、管理員から求められたときは、定期(月極)駐車券を提示してください。
- 19.利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に正しく駐輪してください。
- 20.利用者は、駐輪シールを後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付してください。
- 21.利用者は、駐輪シールを貼付してある自転車等の修理等により代車を使用するときは、管理員から代車承認票の交付を受けるものとします。
- 22.利用者は、盗難等防止のため自転車等に頑丈な錠を備えるようにし、確実に施錠するものとします。特に、やむを得ない事情によって夜間の駐輪をするときは特に完全な施錠をするものとします。尚、安全管理上、防犯カメラを設置しています。
- 23.場内は自転車等からおりて歩いてください。
- 24.利用者は、駐輪場内で、火気の使用又はゴミ、汚物の散逸など管理上支障となる行為をしないでください。
- 25.利用者が、故意又は重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の自転車等又は人身に損害を与えたときは、その損害を弁償していただく場合があります。
- 26.利用者が契約されました駐輪場のご利用をお願いします。駐輪場の利用について不正等があったときは、以後の利用を禁止することがあります。
- 27.契約期間満了日から7日を経過しても引取のない自転車等は、放置車として撤去の対象となります。